

保険金等のお支払について

	保険金等をお支払する場合	お支払する保険金額等の額	保険金等をお支払できない主な場合
損害保険金	1.火災 2.落雷 3.破裂または爆発 4.建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊 5.給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故による水漏れ 6.騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 7.風災、雹災、雪災	損害額（1事故につき損害保険金額を限度） ※免責金額3,000円	1. 保険契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 2. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動 3. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
	8.水災	保険の対象に再取得価格の30%以上の損害が生じた場合 上記に該当しない場合において、保険の対象を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたとき	4. 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合において、その者の故意もしくは重大な過失または法令違反 5. 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする者の故意
費用保険金	残存物取片付け費用保険金	上記1～8の事由により損害保険金を支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片付けに必要な費用が生じた場合	6. 損害保険金をお支払する左記の損害保険金(1)から(8)の事故の際における保険の対象の紛失 7. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
	損害防止費用保険金	保険契約者または被保険者が、上記1～3の発生および拡大の防止のために支出した次に掲げる費用が生じた場合 ・消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用 ・消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ・消火活動のために緊急に投入された人員または機材にかかわる費用	
	罹災時諸費用保険金	上記1～8の事由により損害保険金を支払われる場合	
傷害入院給付金	不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的として、継続して5日以上入院した場合	入院開始日の契約年齢に基づき一時金をお支払(1保険期間80万円限度、通算支払い回数10回を限度)	1. 保険契約者や被保険者の故意または法令違反 2. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 3. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 4. 被保険者の犯罪行為 5. 被保険者の精神障害を原因とする事故 6. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 7. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 8. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転または酒酔い運転をしている間に生じた事故 9. 被保険者の薬物依存を原因とする事故 10. むちうち症または腰・背痛で、他覚症状のないものにより入院したとき
	高齢者施設(注)の建物内での次のいずれかの費用を被保険者が実際に負担したとき (注)高齢者施設とは、有料老人ホームおよび特別養護老人ホームのうち、個室(準個室(多床室を間仕切り等で区切ったもの)を除く)を有する施設をいいます。	実費(実際に負担した修理費用または再取得費用) (1保険期間1回を限度、通算支払回数10回を限度) ただし、1.の場合は1事故50万円限度とし、2.の場合は事故が発生した時点で被害者が身に着けていた物品の場合は5万円、それ以外の物品の場合は10万円を限度とする。なお、1.、2.いずれの場合も免責金額は3,000円とする。	1. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 2. 戦争・事変・暴動・地震・噴火・津波 3. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 4. 3.以外の放射線照射または放射能汚染 5. 2.から4.までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
高齢者施設損害補償保険金	1.被保険者の高齢者施設の建物内での日常生活に起因する偶然な事故による高齢者施設の建物内の設備・什器・備品(注1)の破損、毀損、汚損、水濡れ損によって、貸主または施設設備所有者が被った損害のうち、損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用または再取得費用(注2) (注1)設備・什器・備品には、商品・現金・有価証券・動植物・美術品・骨董品・貴金属・宝飾品を含みません。 (注2)経年変化・自然消耗によるものは含みません。また、退去時の居室内の損耗に基づく原状回復費用は含みません。 2.被保険者の高齢者施設の建物内での日常生活に起因する偶然な事故により発生した他人(注1)の物品(注2)の損壊によって被った損害のうち、事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用または再取得費用 (注1)他人には、被保険者の親族を含みません。 (注2)物品には、商品・現金・有価証券・動植物・美術品・骨董品・貴金属・宝飾品を含みません。		

このパンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかりやすくご案内するため、商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「普通保険約款」をご覧ください。
「契約概要」「注意喚起情報」「普通保険約款」は商品内容の詳細や「保険金等をお支払できない場合」などのお客様にとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

ご契約に際して

■愛称について

「転ばぬ先の杖プラス」は高齢者施設入居者家財保険に罹災時諸費用補償特約、傷害入院特約、高齢者施設損害補償特約(任意)を付帯したプランの愛称です。

■加入・更新年齢について

- 新規加入可能年齢：満60歳～95歳
- 更新可能年齢：傷害入院特約のみ満100歳まで

■保険期間・更新について

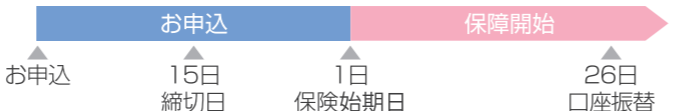
保険期間は1年ですが自動更新により保障が継続します。(ただし傷害入院特約のみ満101歳の保険始期日の前日まで)

■保険料のお支払について

- 保険料払込期間：1年
- 保険料払込方法：年払のみ
- 払込方法：口座振替(毎月26日に振替;金融機関休業日は翌営業日)またはクレジットカード

■お申し込みから保障の開始まで

①既に高齢者施設にご入居されている方



②これから高齢者施設にご入居される方



※申込書類の締切日は毎月15日(当社着)です。締切日までに申込書類一式が当社に到着した場合、翌月26日に保険料の振替を行います。

※保険料は、口座振替またはクレジットカードによるお支払いとなります。代理店による現金領収、弊社への振込対応は取り扱っておりません。

※第1回目の保険料が払込期月に払い込まれなかったときは、払込期月の翌月に再度請求いたします。

※第2回目以降の保険料払込期日は毎年の更新日の属する月の1日から末日までとなります。

※契約年齢は保険始期日における被保険者の満年齢です。

※上記は口座振替の場合です。クレジットカード払いの場合、お支払日はカード会社所定の日となります。

※申込書類、口座振替依頼書に記入、押印漏れ等の不備がある場合や、当社が確認を要する事項がある場合には、上記のスケジュール通りにならない場合があります。

■保険金のお支払いが制限される場合

当商品には、保険金等をお支払いできない「免責事項」があります。詳細につきましては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「約款」にてご確認の上、お申込みください。

■契約者配当金、満期保険金について

当商品には契約者配当金、満期保険金はありません。

■解約返戻金について

保険期間の途中で保険契約が消滅した場合、未経過期間に応じて解約返戻金をお支払します。ただし、未経過期間によっては、解約返戻金が無い場合があります。

■「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「約款」について

「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「約款」は、ご契約について大切な事柄につき説明しています。ご契約の際には必ずご確認の上、お申込みください。尚、契約後は保険証券と共に保管してください。

■少額短期保険募集人について

当社の少額短期保険募集人には、保険契約締結の代理権、告知受領権はありません。お引き受けの可否につきましては当社が判断致します。

■個人情報の取扱について

当社では「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の適切な保護と利用を心がけております。申込書等にご記入いただいた個人情報は、契約の引受、継続や維持管理、保険金等の支払い、各種サービスのご案内など、業務上必要な目的以外で利用することはありません。尚、業務上必要な範囲で業務委託先およびグループ会社、取扱代理店と情報を共有致します。

■保険契約者保護機構について

当商品は少額短期保険商品であり、保険契約者保護機構制度の対象外ですので、万一、当社が破綻した場合等には、保険金等のお支払いが制限されることがあります。

Web 重要事項説明書・約款のご案内



お申込の際には「重要事項説明書」「約款」を必ずご確認ください。
当社では紙の使用を減らし、地球環境保護のため、Web での閲覧を推奨しております。

【閲覧方法】 下記 URL または QR コードよりアクセスいただき、ご加入いただく「商品名」から選択ください。

URL <https://www.smile-ins.co.jp/product/yakkan.html>

QR コード



【紙での交付を希望される場合】

当社または取扱代理店までご連絡いただくか、契約申込書の所定欄へご記入ください。ご送付いたします。

引受少額短期保険会社
スマイル少額短期保険株式会社
〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-18 H&Iビル
TEL: 0120-617-438 FAX: 03-6861-3730
URL: <https://www.smile-ins.co.jp>

登A-18-003 Y3011_2211

取扱代理店

スマイル少額短期保険

高齢者施設での生活をワイドに見守ります

転ばぬ先の杖 プラス

(高齢者施設入居者家財保険)

Point 1
95歳まで
加入できます
保障は100歳まで

Point 2
認知症でも加入
いただけます

Point 3
保険料は
100歳まで
変わりません





『転ばぬ先の杖^{プラス}』は高齢者施設^{*}での生活をワイドに見守ります

(高齢者施設入居者家財保険・罹災時諸費用補償特約・傷害入院特約・高齢者施設損害補償特約)

^{*}高齢者施設とは、有料老人ホームおよび特別養護老人ホームのうち、個室(準個室(多床室を間仕切り等で区切ったもの)を除く)を有する施設をいいます。

基本補償1 (家財の補償)

個室内の家財(TV、衣類、補聴器、家具、生活雑貨等)に火災や落雷、水災等により損害が生じたとき、保険金をお支払します。

STEP 1 居室内の持込家財の新規購入金額を目安に3プランからお選びください。

50万円

100万円

200万円

(免責金額3,000円)

家財の補償	損害保険金	残存物 取り片づけ 費用保険金	損害防止費用 保険金	罹災時諸費用 保険金
1.火災	○	○	○	○
2.落雷	○	○	○	○
3.破裂・爆発	○	○	○	○
4.建物外部からの物体落下、 飛来、衝突、倒壊	○	○	—	○
5.給排水設備に生じた事故または 被保険者以外の者が占有する個 室で生じた事故による水漏れ	○	○	—	○
6.騒ぎおよびこれに類似の集団行動 または労働争議に伴う暴力行為もしく は破壊行為	○	○	—	○
7.風災、雹災、雪災	○	○	—	○
8.水災	○	○	—	○

基本保障2 (ケガの保障)

入院施設内や外出先でのケガにより、5日以上入院の場合、一時金をお支払。入院施設の費用に加えて必要になる入院費用にご活用いただけます。

STEP 2 どちらかのプランをお選びください。

(単位:円)

エコミープラン		入院開始日の 契約年齢	プレミアムプラン			
男性	女性		男性	女性		
278,000	306,000	60歳 - 64歳	75歳以上の方には より手厚い保障の プレミアムプランを おすすめします。			
228,000	217,000	65歳 - 69歳				
193,000	166,000	70歳				
184,000	154,000	71歳				
175,000	143,000	72歳				
161,000	129,000	73歳				
149,000	117,000	74歳				
139,000	107,000	75歳			267,000	205,000
130,000	98,000	76歳			250,000	189,000
122,000	91,000	77歳			234,000	176,000
112,000	82,000	78歳	216,000	157,000		
104,000	74,000	79歳	200,000	142,000		
97,000	67,000	80歳	186,000	129,000		
91,000	62,000	81歳	174,000	119,000		
85,000	57,000	82歳	164,000	110,000		
85,000	53,000	83歳	164,000	102,000		
85,000	49,000	84歳	163,000	95,000		
85,000	46,000	85歳	163,000	89,000		
85,000	43,000	86歳	163,000	83,000		
84,000	41,000	87歳	162,000	78,000		
73,000	38,000	88歳	141,000	74,000		
64,000	36,000	89歳	124,000	70,000		
58,000	34,000	90歳	111,000	66,000		
52,000	33,000	91歳	100,000	63,000		
48,000	31,000	92歳	91,000	60,000		
44,000	30,000	93歳	84,000	57,000		
40,000	29,000	94歳	78,000	55,000		
38,000	27,000	95歳	72,000	53,000		
95歳までお申し込みいただけます。また、自動更新で100歳までご継続いただけます。						
35,000	26,000	96歳	68,000	50,000		
33,000	25,000	97歳	64,000	49,000		
31,000	24,000	98歳	60,000	47,000		
29,000	23,000	99歳	57,000	45,000		
28,000	23,000	100歳	54,000	44,000		

オプション補償 (弁済費用補償)

入居施設内で誤って介護職員や他人のものを壊してしまったとき、及び入居施設の設備を壊してしまったときの弁済費用を補償します。

STEP 3 オプション補償の有無をお選びください。

例えばこんなとき

- ・車イスで施設の壁にぶつかり、穴をあけてしまった。
- ・トイレを詰まらせて、水が溢れ、下の部屋の天井や壁、入居者の家財に損害を与えてしまった。
- ・介護を受けているとき、職員の眼鏡を誤って壊してしまった。

損害の種類	支払限度額
入居施設の設備・什器・備品の損害	50万円 (免責金額3,000円)
他人の財物の損害 ※ただし、身に着けていた財物については5万円限度	10万円 (免責金額3,000円)

年払保険料	基本補償のみ		基本補償+オプション補償	
	家財の補償+ケガの保障		家財の補償+ケガの保障 +弁済費用補償	
家財保険金額	エコミー プラン	プレミアム プラン	エコミー プラン	プレミアム プラン
50万円	7,000円	13,000円	9,900円	15,900円
100万円	7,600円	13,600円	10,500円	16,500円
200万円	8,600円	14,600円	11,500円	17,500円